

達第11号

住吉区役所課長等専決規程（平成24年達第42号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月27日

大阪市長 横山英幸

住吉区役所課長等専決規程（平成24年達第42号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
（趣旨） 第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、市長、区長及び保健福祉センター所長の権限に属する事務のうち住吉区役所（以下「区役所」という。）の課長等（課長、<u>保健福祉センター所長</u>、保健主幹及び区会計管理者をいう。以下同じ。）及び課長代理等（課長代理及び担当課長代理をいう。以下同じ。）が専決することができる事項を定めるものとする。 （共通専決事項） 第2条 区役所の<u>課長</u>及び保健主幹の専決事項は、次条以下の規定によるもののほか、次のとおりとする。 〔(1)～(12) 略〕 （<u>福祉課長</u>専決事項） 第9条 <u>福祉課長</u>の専決事項は、次のとおりとする。 〔(1)～(13) 略〕	（趣旨） 第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、市長、区長及び保健福祉センター所長の権限に属する事務のうち住吉区役所（以下「区役所」という。）の課長等（課長、<u>保健福祉センター所長</u>、<u>担当課長</u>、保健主幹及び区会計管理者をいう。以下同じ。）及び課長代理等（課長代理及び担当課長代理をいう。以下同じ。）が専決することができる事項を定めるものとする。 （共通専決事項） 第2条 区役所の<u>課長</u>、<u>担当課長</u>及び保健主幹の専決事項は、次条以下の規定によるもののほか、次のとおりとする。 〔(1)～(12) 同左〕 （<u>保健福祉課長等</u>専決事項） 第9条 <u>保健福祉課長</u>の専決事項は、次のとおりとする。 〔(1)～(13) 同左〕

(14) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第5条第1項並びに第7条第1項及び第2項に規定する事業に関すること

[(15)・(16) 略]

[削る]

(14) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第5条第1項並びに第7条第1項及び第2項各号に規定する事業に関すること

[(15)・(16) 同左]

2 保健子育て担当課長の専決事項は、次のとおりとする。

(1) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第35条第1項から第3項までの規定により引取りを行うこと及び引き取るべき場所を指定すること並びに同法第36条第2項の規定により収容すること

(2) 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第4条第4項の規定による公害医療手帳の交付に関すること

(3) 大阪市児童福祉法施行細則第2条第2項の事務（前項第10号アに掲げる事務を除く。）に関すること

(4) 大阪府動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年大阪府条例第3号。以下この号において「府条例」という。）の規定に基づく事務で次に掲げるものに関すること。ただし、イ及びウに掲げる事務以外の事務について緊急の必要がある場合を除く。

ア 府条例第4条第3項の規定による届出を受け付けること

イ 府条例第13条第1項の規定による公示（府条例第11条の規定により抑留し

- た犬に係るものに限る。)を行うこと
- ウ 府条例第13条第2項の規定による通知を行うこと
- エ 府条例第15条第1項の規定により野犬を掃討すること
- オ 府条例第15条第2項の規定により周知を行うこと
- カ 府条例第16条の規定により犬に口輪をつけることその他必要な措置を採るべきことを命ずること
- キ 府条例第20条第1項の規定により報告を求めること及び動物愛護管理員に飼い犬の飼養施設その他飼い犬の飼養に係のある場所に立ち入り、調査させること

(保健こども家庭課長専決事項)

第10条 保健こども家庭課長の専決事項は、
次のとおりとする。

- (1) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第35条第1項から第3項までの規定により引取りを行うこと及び引き取るべき場所を指定すること並びに同法第36条第2項の規定により収容すること
- (2) 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第4条第4項の規定による公害医療手帳の交付に関すること
- (3) 大阪市児童福祉法施行細則第2条第2項の事務（前条第10号アに掲げる事務を除く。）に関すること

[新設]

(4) 大阪府動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年大阪府条例第3号。以下この号において「府条例」という。）の規定に基づく事務で次に掲げるものに関すること。ただし、イ及びウに掲げる事務以外の事務について緊急の必要がある場合を除く。

ア 府条例第4条第3項の規定による届出を受け付けること

イ 府条例第13条第1項の規定による公示（府条例第11条の規定により抑留した犬に係るものに限る。）を行うこと

ウ 府条例第13条第2項の規定による通知を行うこと

エ 府条例第15条第1項の規定により野犬を掃討すること

オ 府条例第15条第2項の規定により周知を行うこと

カ 府条例第16条の規定により犬に口輪をつけることその他必要な措置を採るべきことを命ずること

キ 府条例第20条第1項の規定により報告を求めること及び動物愛護管理員に飼い犬の飼養施設その他飼い犬の飼養に係るのある場所に立ち入り、調査させること

第11条～第14条 〔略〕

（緊急時における専決）

第15条 課長等は、非常災害その他の場合において緊急の必要があるときは、第2条から第13条までの規定にかかわらず、機宜の

第10条～第13条 〔同左〕

（緊急時における専決）

第14条 課長等は、非常災害その他の場合において緊急の必要があるときは、第2条から第12条までの規定にかかわらず、機宜の

処置を採ることができる。ただし、実施後遅滞なく上司に報告しなければならない。 (課長代理等専決事項) <u>第16条</u> [略] 2 前2条の規定は、課長代理等に準用する。 この場合において、前条中「第2条から<u>第13条</u>まで」とあるのは「<u>第16条第1項</u>」と読み替えるものとする。 (施行の細目) <u>第17条</u> [略]	処置を採ることができる。ただし、実施後遅滞なく上司に報告しなければならない。 (課長代理等専決事項) <u>第15条</u> [同左] 2 前2条の規定は、課長代理等に準用する。 この場合において、前条中「第2条から<u>第12条</u>まで」とあるのは「<u>第15条第1項</u>」と読み替えるものとする。 (施行の細目) <u>第16条</u> [同左]
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この改正規程は、令和7年4月1日から施行する。

(住吉区役所総務課)